

# 青少年の薬物汚染を 防止するための行動計画

平成13年7月

東京都市長会

# 青少年の薬物汚染を

## 防止するための行動計画

東京都市長会

平成13年7月25日決定

### 1 戦後第三次覚せい剤乱用期の到来

最近の少年非行情勢は、少年人口の急激な減少にもかかわらず、刑法犯少年の補導人員の増加傾向が続き、「戦後第4の上昇局面」に入ったといえるような厳しい状況となっている。平成7年から覚せい剤を中心とした薬物事犯者が大幅に増加したことから、平成10年1月に警察庁は、「第三次覚せい剤乱用期」の突入を宣言した。

覚せい剤の押収量を見ても、平成11年の押収量は約2トンを記録し、平成6年から10年までの5年間の押収量を1年で超える過去最高を記録している。

このような状況の中で、最も懸念されるのが、青少年への薬物乱用の拡大である。特に、平成7年から8年における青少年の検挙者数が著しい伸びを示したことから、薬物事犯の低年齢化が深刻な問題となってきている。

増加の要因としては、駅頭や繁華街等にたむろし誰彼の区別なく声をかけ、巧妙に薬物を密売している不良来日外国人密売グループの出現にあるといわれており、今までは暴力団関係からしか入手できなかった薬物の入手が容易になるとともに、中・高校生を含む一般市民にまで及んでいることが懸念されている。

薬物乱用防止にとって重要なことは、第一に、正しい知識の普及による未然防止教育をできるだけ早い時期から行うことであり、小学校、中学校、高校といった発育段階に応じた教育を行い、徹底することにある。勿論、学校教育と併行した家庭や地域社会への啓発活動も重要なことである。

### 2 国の薬物乱用防止五か年戦略

国は、昭和45年6月に総理府総務長官を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」を設置したが、昨今の薬物情勢を踏まえ、関係省庁の緊密な連携を確保するとともに、総合的かつ積極的な施策を推進するため、平成9年1月、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とした推進本部を新たに設置した。

薬物乱用対策推進本部では、第三次覚せい剤乱用期の到来に対して、供給遮断と需要削減の両面からの緊急対策により、本乱用期を早期に終息させることを基本戦略とする「薬物乱用防止五か年戦略」を作成した。

「薬物乱用防止五か年戦略」は、平成10年から平成14年までの五か年で、具体的目標を掲げて、それぞれについての現状と問題点及び対策を示している。第三次覚せい剤乱用期における乱用状況の特徴は、不良来日外国人の密売組織が携帯電話を使い街頭で無差別に覚せい剤を販売し、これを中・高校生が好奇心やファッション感覚で購入し使用するといった事例が多く見受けられることで、覚せい剤の乱用が暴力団関係者やその周辺の一部に限らず、普通の学生や生徒、一般市民の日常生活に及んでいるという、質的な変化にある。

薬物乱用対策推進本部では、基本目標を具体化するために四つの目標を掲げることにより、総合的な戦略の下に関係省庁が連携して対策の一層の強化を図ることとしているが、目標の第1に掲げているのが、「中・高校生を中心に薬物乱用の危険性を啓発し、青少年の薬物乱用傾向を阻止する。」ことである。薬物乱用問題には、人、物、環境の三要素が複合的に係わっていることから、その対策に当たっては、犯罪の取締り、薬物規制、人と物の国際間移動、教育等を担当するそれぞれの関係省庁が連携して、諸般の施策を多面的に検討し総合的に実施することが重要であるとしている。

青少年の薬物乱用を防ぐための方策として、初等教育の早期の段階から指導することが重要であるといわれていることから、指導の徹底と指導に当たる教員の指導力向上を図るための研修会の充実や研修機会の拡大を求めている。

### 3 東京都の薬物乱用防止対策

一方、東京都においては、昭和48年から東京都薬物乱用対策推進本部を設置しているが、平成10年に青少年への乱用拡大が懸念される状況を踏まえ、「青少年のための薬物乱用防止対策の推進について」をまとめ、現在、これに基づき国及び庁内関係各局等の緊密な連携のもとに、総合的かつ効果的な対策を積極的に推進している。

教育庁では、教員の指導資料として「薬物乱用防止に関する指導資料」を平成10年に作成するとともに、平成14年度から始まる新教育課程では、薬物乱用防止に関する指導を盛り込み、身体を蝕む薬物の恐ろしさを教えるとともに、生徒の自己の意思決定能力を養うこととしている。小学校では五・六年生の体育科保健体育領域で、中学校では保健体育科保健分野で、高等学

校では保健科目でといったように、児童・生徒の各発達段階に応じた計画的な授業を実施することとしている。

また、衛生局では、教員が専門性の高い薬物問題について、生徒に分かりやすい授業を行うために、専門的知識や技術を習得する必要があることから、教員等を指導する薬物専門講師の養成やフォローアップ研修を行っている。専門講師（約460人）の内訳は、薬事監視員、東京都薬剤師会会員、薬物乱用防止指導員等の啓発活動の担い手で、教員を対象とした講習会のほか、学校、地域等で実施する薬物乱用防止講習会等に派遣している。

さらに、「東京都薬物乱用防止推進協議会」の事務局として、地域で活動している民生委員、保護司、薬剤師等を「薬物乱用防止指導員」に委嘱（現在503人）するとともに、指導員の組織的、効率的な活動を支援するため、「薬物乱用防止推進地区協議会」（現在47か所設置、以下「地区協議会」という。）を設置している。

その他、「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民のつどいや薬物乱用防止高校生会議の開催、中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集等の啓発事業に加え、薬物相談体制の充実と相談関係機関の連携強化を図るため、保健所内に連絡会を設置するなど、薬物から青少年を守る社会を築くための各種施策を推進している。

#### 4 青少年の薬物乱用防止のために取り組む5つの施策

青少年を薬物乱用による被害から守るために、国は、平成10年からの5か年を戦略期間と定め、関係省庁の連携を強化した取り組みを展開している。また、東京都でも副知事を本部長とした薬物乱用対策推進本部において、関係する部局の薬物乱用防止施策を体系的にとりまとめ、総合的な取り組みを展開している。

しかし、市町村では内容が専門的なため、具体的な対策を講じることが難しいのが実態である。ただ、青少年を薬物汚染から守るための学習指導、生活指導、相談事業及び啓発活動といった各種の取り組みでは、市町村は最も関わりを持つべきであり、積極的な施策を行う必要がある。

については、多摩の各市が青少年の薬物汚染を防ぐための施策として、行政の機能を強化するために新たな庁内組織をつくとともに、施策の一層の充実を図るために、次の5項目について全市が一体となって取り組み、必要な予算措置を行うものとする。

(1) (仮称)青少年薬物乱用対策推進本部の設置

国や都と同様に行政内部の横断的な組織として「(仮称)青少年薬物乱用対策推進本部」を設置し、庁内の連絡調整機能を強化するとともに、総合的かつ体系的な施策を展開する。なお、組織は市長を本部長とし、教育、学校、健全育成、福祉、衛生、相談、広報、警察等を所管する関係部署で構成する。また、市民からの相談に対して適切な対応ができるよう、関係機関との連携強化を図るものとする。

(2) 薬物乱用防止推進地区協議会の充実及び活用

薬物乱用防止推進地区協議会を設置している市においては、地区協議会を(仮称)青少年薬物乱用対策推進本部の実施機関的な組織と位置付け、地区協議会の組織及び活動について、より一層の充実と活用を図るものとする。また、地区協議会は、青少年関係団体や社会を明るくする運動実施委員会等と連携を図りながら、きめ細かな実効性のある地域啓発活動を展開するよう努めるものとする。

(3) 国際麻薬乱用撲滅デーの取り組み

麻薬・覚せい剤乱用防止運動期間中の啓発活動のほか、特に、国連が制定した6月26日の国際麻薬乱用撲滅デーにおける活動を、市民向けの啓発活動の重点施策と位置付け、国、都、市町村が一体となった啓発活動の展開を図るものとする。また、都が実施する薬物乱用防止対策事業は、一部国の補助事業ともなっていることから、各市が行う啓発活動について一層の支援を行うよう、都に対して要望を行う。

(4) 薬物乱用防止教育の充実

飲酒及び喫煙と同様に薬物乱用防止教育を、小学校及び中学校の学習指導及び生活指導の両面から実施し、薬物の危険性、有害性について正しい知識を児童・生徒に身に付けさせる。なお、教員の知識を補完するため、薬物専門講師や東京都薬物乱用防止指導員等の協力、警視庁等が保有する薬物乱用防止キャラバンカー等を活用し、発達段階や各学校段階に応じた学習活動の展開を図る。

(5) 映画「DRUG」を活用した地域啓発活動の実施

啓発活動の目的の一つに、薬物がもたらす社会的影響に対する問題意識を、青少年自身は勿論のこと家庭や地域にも持ってもらうことがある。

については、青少年の薬物乱用を防ぎ、薬物汚染のない社会を実現するための啓発活動の一手段として、映画「DRUG」の地域上映活動を、児童・生徒・PTAをはじめ地域の方々を対象として積極的に展開する。

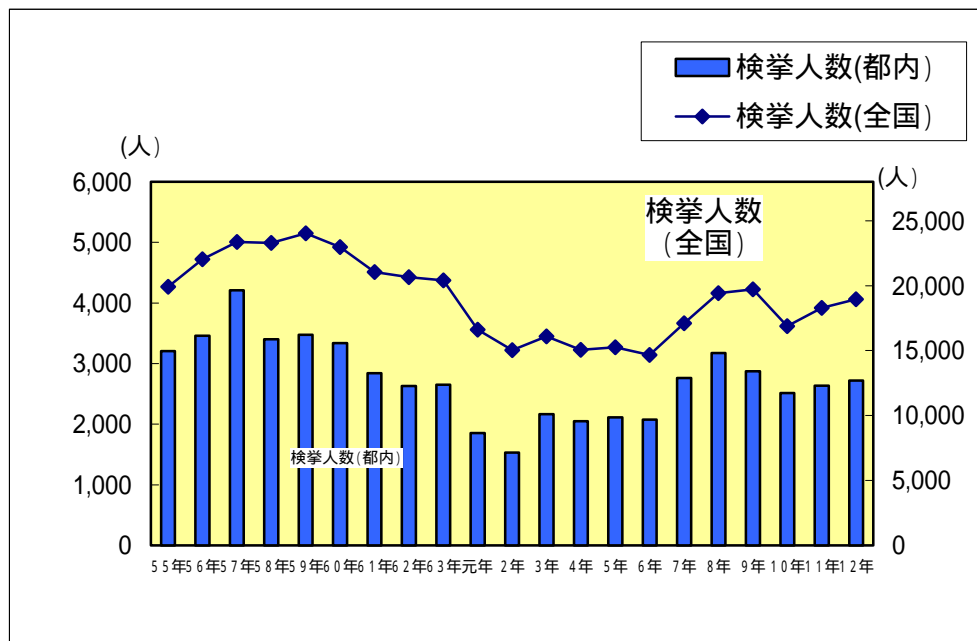
来年、2002年は政府が定めた薬物乱用防止五か年戦略の最終年であることから、各市は青少年の薬物乱用防止対策に本気になって取り組む必要がある。

そのためには、家庭、学校、地域そして行政の四者が、薬物に依存しない社会の形成を真剣に考え、行動することが必要である。本年4月に、社団法人青少年育成国民会議が製作した映画「DRUG」の監督である菅原浩志氏は、「若者たちが安易な気持ちで覚せい剤に手を出す理由は、単なる好奇心やダイエットばかりでなく、家族関係、家庭環境、学校、社会機構等の問題が背景にある。その心の隙間を埋めるために“魔薬”(麻薬)にはしる若者たちがいて、薬物がいとも簡単に入手可能な社会がある。そのような社会を生み出したのは、私たち大人の責任である。」と述べているように、薬物汚染を社会の問題として行政をはじめ、大人たちがもっと本気に取り組む必要があるのではないだろうか。

## 全国及び都内の覚せい剤事犯検挙人員の推移

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年
検挙人数(全国)	16,866	15,267	16,330	15,311	15,495	14,896	17,364	19,666	19,937	17,084	18,491	19,156
検挙人数(都内)	1,853	1,530	2,163	2,048	2,111	2,075	2,761	3,175	2,874	2,513	2,633	2,719

数値は、都衛生局の統計資料による。



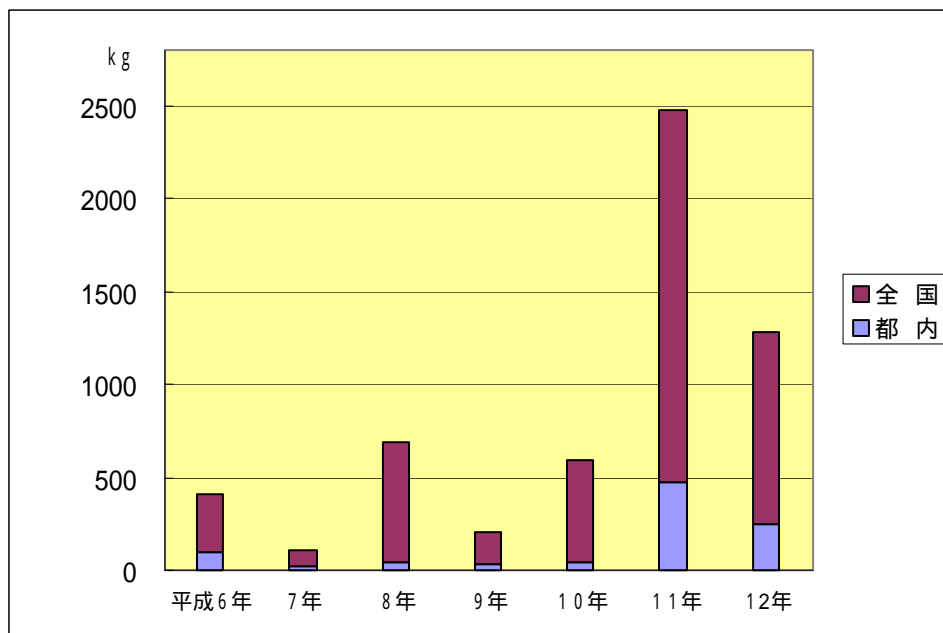
## 覚せい剤押収量の推移

単位：kg

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
全国	313.8	88.4	652.2	172.9	549.7	1,994.6	1,030.5
都内	96.1	16.7	37.8	31.8	46.8	497.2	245.8

全国の数値は、厚生労働省の統計資料による。

都内の数値は、都衛生局の統計資料による。



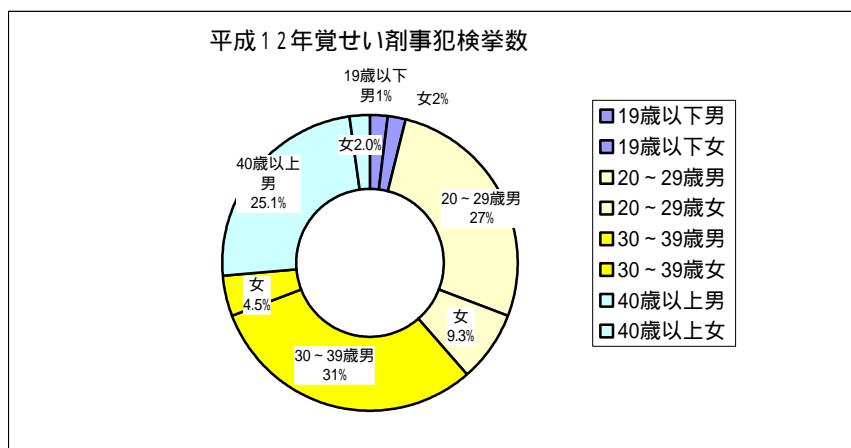
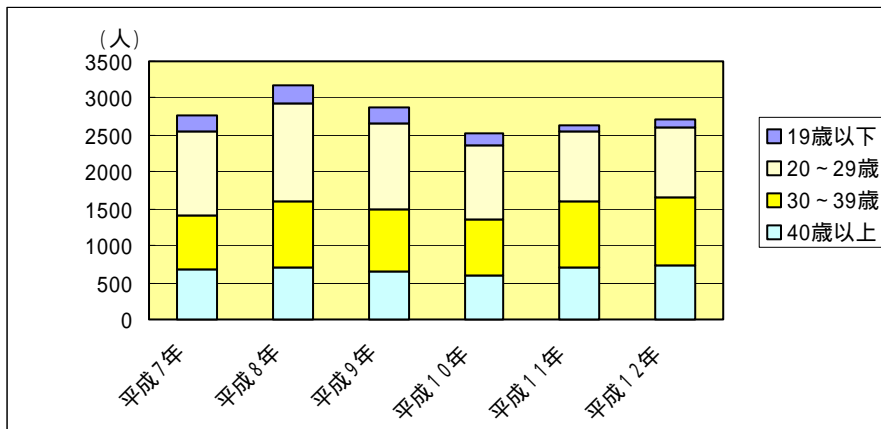


## 都内における覚せい剤事犯検挙数(年齢別・性別)

(人)

	平成7年		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
19歳以下	126	75	131	117	92	123	59	89	38	57	55	47
	201		248		215		148		95		102	
20～29歳	909	240	1,046	286	914	260	785	214	683	245	734	215
	1,149		1,332		1,174		999		928		949	
30～39歳	644	93	750	130	720	111	671	87	776	119	825	123
	737		880		831		758		895		948	
40歳以上	618	56	657	58	595	59	561	47	662	53	657	63
	674		715		654		608		715		720	
合計	2,297	464	2,584	591	2,321	553	2,076	437	2,159	474	2,271	448
	2,761		3,175		2,874		2,513		2,633		2,719	

数値は、都衛生局の統計資料による。

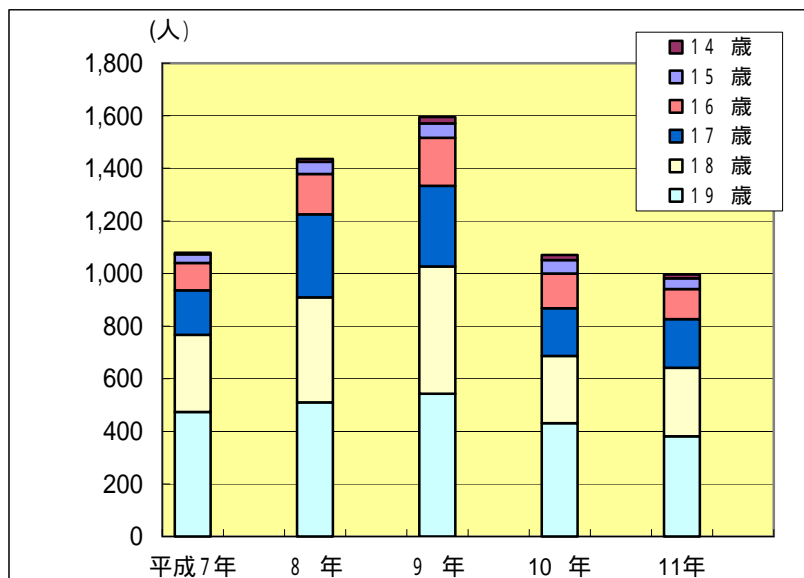


## 全国における少年の覚せい剤検挙数(年齢別・性別)

(人)

	平成7年		8年		9年		10年		11年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
14歳	2	4	3	8	6	19	3	16	2	13
	6		11		25		19		15	
15歳	11	22	10	36	22	33	9	42	12	28
	33		46		55		51		40	
16歳	30	74	54	97	61	122	50	82	28	86
	104		154		183		132		114	
17歳	61	108	148	167	156	150	84	97	91	94
	169		315		306		181		185	
18歳	144	149	225	175	269	215	131	125	128	133
	293		400		484		256		261	
19歳	291	183	317	193	340	203	256		241	140
	474		510		543		431		381	
少年合計	539	540	760	676	854	742	533	537	502	494
	1,079		1,436		1,596		1,070		996	
総検挙者数	13,943	3,158	15,762	3,658	15,887	3,835	13,616	3,272	14,773	3,512
	17,101		19,420		19,722		16,888		18,285	

数値は、警察庁の統計資料による。



## 都内の特別法別少年非行の状況(平成11年)

	軽犯罪	銃刀法	覚せい剤	大 麻	毒劇法	その他	総数
人 数	209	69	95	53	305	122	853
比率%	24.5	8.1	11.1	6.2	35.8	14.3	100.0

数値は、警視庁の統計資料による。

